

## 石岡市開発行為指導要綱の一部を改正する告示

(令和6年12月16日石岡市告示第1025号)

石岡市開発行為指導要綱（平成18年石岡市告示第489号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5項中「協議書」を「協定書」に改める。

第33条を次のように改める。

(市に帰属する公共公益施設)

第33条 開発行為により設置され、市に移管及び帰属する公共公益施設は、第4条第4項の規定による協定書において明示したものとする。

第34条第1項及び第35条第1項中「法第32条に基づく協議書」を「第4条第4項の規定による協定書」に改める。

第36条第1項中「法第32条の規定に基づく協議書」を「第4条第4項の規定による協定書」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に開発行為等について協議中又は同意を得たものについては、なお従前の例による。